

○議長（茅沼隆文）

次に日程第6 議案第6号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第300号）の公布による介護家保険料の段階の判定に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、開成町介護保険条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは議案を読みあげます。

議案第6号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月7日、開成町長、府川裕一。

それではまず概要について御説明をさせていただきます。所得指標の見直しを趣旨としました介護保険法の施行令、この一部を改正する政令が平成28年9月7日に公布されまして、平成29年度において、第1号被保険者の介護保険料の判定基準の特例として、現行の合計所得金額から長期及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができることとなりました。

現在、介護保険料の判定に用いております合計所得でございますが、土地を譲渡した場合に生じる売却に収入に対する税法上の特別控除が適用されておりません。このため、特に被災地の防災の集団移転促進でありますとか、あるいは土地収用等で土地等を譲渡した場合、本人の責めに期さない理由で譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になるという場合がございます。そのため、この租税特別措置法に規定されています長期譲渡所得、または短期譲渡所得に係る特別控除額を合計所得金額から控除するものでございます。

この装置は、原則平成30年度から適用されますけれども、市町村の判断で、特例的に29年度についての適用が可能となっております。

町といたしましては、今回改正内容が被保険者に有益であるという判断から、今回、介護保険条例を改正し、29年度から施行したいと考え、御提案をするものでございます。

それでは、次のページをお開きください。

開成町条例第 号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例。開成町介護保険条例（平成12年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す

ように改正する。

表をご覧くださいまして、右が改正前、左が改正後でございます。

まず、第5条でございますが、保険料率について、規定している部分でございますが、第5条第1項第6号アの合計所得金額について、地方税法に規定する合計所得金額であることを明記するなど、文言整理を行わせていただいたものでございます。

次に、附則の新設であります。平成29年度における保険料率に限り、第5条第1項、第6号から第12号までの規定、これは合計所得金額が規定されている号でございますけれども、この適用について、租税特別措置法の規定が適用される場合、それに係ります特別控除額を控除して得た額をもって、介護保険料算定上の合計所得金額と規定するものでございます。

なお、町の状況について、簡単に御説明させていただきますと、28年度ベースでの試算でございますが、介護保険料の対象者は4,065人いらっしゃいます。そのうち合計所得金額に当該長期、または短期譲渡所得が含まれている対象者については26名でございました、仮に今回の内容で平成28年度の介護保険料を試算いたしますと、変更前の金額、この26名分で、約303万円、変更後は、これが217万円ほどになりますので、影響額はマイナスの85万5,000円ほど、何年分の保険料の調定額が約0.31%と計算をしております。

裏面をご覧ください、附則でございます。第1条、この条例は平成29年4月1日から執行いたします。

第2条、経過措置でございますが、この条例による改正後の開成町介護保険条例の規定は平成29年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については従前の例によるものでございます。

御説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第6号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。

本日の日程はこれで全て終了いたしました。これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時27分 散会